

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年2月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700308号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700029号

第1 結論

昭和53年*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和54年3月まで

請求期間について、私が20歳になったときに、私の父が国民年金の加入手続を行ってくれ、私の国民年金保険料を払っていたと父から聞いている。

実家は自営業であり、私の両親と亡き祖母については、請求期間は国民年金保険料が納付済となっているにもかかわらず、私については、昭和54年3月までの期間が未納となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、請求者の父が同居していた家族全員分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、請求者のみが未納となっていることはおかしいと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年7月頃に払い出されたと推認され、請求期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、請求期間当時、請求者家族の国民年金保険料を納付していたとする請求者の父は、A町役場(現在は、B市役所C庁舎)で請求者の国民年金被保険者資格取得の手続をした際に、家族全員分の保険料は納税組合を通じて納付していたため、請求者の保険料も納税組合で納付しようとしたところ、役場から、過去の保険料は納税組合で納付することはできないと説明を受け、詳細な金額はあまり記憶にないものの、役場でもらった納付書により6か月から1年分の保険料を遡って納付した旨陳述している。このことについて、B市は、旧A町の国民年金事務については資料等がないため過年度納付書の作成等詳しいことは不明であるとしているものの、納税組合に過年度納付保険料の領収を委託することはなかったと思われるとしており、請求者の父の陳述に不自然さはない。

さらに、請求者は請求期間以外に国民年金保険料の未納期間がなく、請求期間後の期間は昭

和 55 年 5 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、すべて保険料が納付済とされているほか、請求期間当時、請求者と同居し、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の父、母及び祖母については、各人が昭和 36 年 4 月から 60 歳までの全加入期間について未納や未加入期間がないことから、年金への関心は極めて高いものと認められ、*か月と短期間である請求期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。